

ドーピング まめちしき!

嶋元医院 院長 嶋元 徹
ドーピング検査を行う検査員(DCO)の経験者

Vol.9

アンチドーピングの最近の動向

先日、スポーツドクター研修会に参加してアンチドーピングに関する最新情報を聞いてきましたので、「どんな検査を受けるの? その④」はお休みにして、今回はアンチドーピングの最近の傾向についてお話しします。

まず WADA が規定する禁止リストですが、毎年 1 月 1 日に最新のリストに変更されていますので、各自確認しておきましょう(JADA ホームページよりダウンロードできます)。

次に、2015 年からの世界ドーピング防止規定(WADAcode)の主な変更点を説明しておきます。

① ドーピング防止規則違反が8項目から10項目へ

違反規定が 8 項目から 10 項目に変更になります。新しく加わるであろう項目は、「サポートスタッフの意図的共犯」「違反の前歴があるサポートスタッフの雇用」です。選手のみならずスタッフの行為も選手本人が厳しく罰せられることとなりますので選手自身よく自覚して行動をしてください。

② 居場所情報義務違反の累積期間が18ヶ月から12ヶ月に短縮

これまで居場所情報義務違反が 18 ヶ月間で累積 3 回で違反となっていました。12 ヶ月に短縮されるので注意が必要です。また 60 分枠は 5:00am~23:00pm と変更になります。

③ 資格停止期間が2年から4年へ

標準の資格停止期間が 2 年間から 4 年間に厳しくなります。意図的な違反を厳罰化する代わりに例外的事情(うっかりドーピング等)への柔軟な対応が実施されます。

これは、まだ確定ではありませんので WADA のホームページを随時チェックしてください。

また、居場所情報義務違反や資格停止期間についての詳しい内容は、追って、このコラムでご説明しますので、お楽しみに!